

監査報告書

2020（令和2）年5月29日

社会福祉法人「ゼノ」少年牧場
理事長 寶子丸 周吾 殿

監事 安達 俊輔

監事 小山 峰志

私たち監事は、2019（平成31）年4月1日から2020（令和2）年3月31日までの2019（令和元）年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法により、当該会計年度に係る法人本部ならびに全事業所の事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、法人本部拠点区分ほか23拠点区分における会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 監査における総評及び意見は別紙のとおりです。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 監査における総評及び意見は別紙のとおりです。

以上

監査時の主な聞き取り内容

1. 会計監査

- 1) 繰越金の状況について
- 2) 財産の状況について
- 3) 未収金・未払金の状況について
- 4) 経常資金借入について
- 5) 減価償却および固定資産台帳の整備について
- 6) 就労支援事業会計基準導入に伴う会計処理の状況について
- 7) 新会計基準導入に伴う会計処理の状況について
- 8) 社会福祉充実残額について
- 9) その他

2. 事業監査

- 1) 事業所の運営状況について
- 2) 利用者の状況について
- 3) 職員の配置及び育成の状況について
- 4) 苦情受付や事故対応等の状況について
- 5) 施設・設備整備の状況について
- 6) その他

2019年度会計監査報告書

令和2年5月29日、見出しの件、事前資料とオンラインによるテレビ会議において、法人本部理事長はじめ各経理担当者より計算関係書類に基づき、チェックリストに合わせ聞き取り等で会計監査を行いました。

そのうえで以下の意見を申し述べます。

- ① 「幼保連携型認定こども園ゆめな」の保育料未収金について、
2つの家庭で合計45万程度の未収入金があるようであるが、1つの家庭は転居しており、連絡がつかないようである。次の決算では貸倒処理を検討すべきではないかと考える。小学校の給食費未払い等、社会問題化しているところを見ると、難しい問題ではあるが、もう一つの家庭は在所中とのことなので、早急な回収をしていただきたい。
- ② 帳簿の摘要の記載について
2018年度でも報告させていただいたことではあるが、帳簿に記載されている摘要等は、記入者の備忘録ではなく、第三者に数字の意味を理解してもらう為のものである。そういう意味において、今回の会計仕訳の摘要は、よく理解できる拠点のものと、できない拠点のものとの差が非常に激しかった。担当者の交代という理由もあると思うが、拠点間の勉強会等を通じて法人全体としての質の向上を目指していただきたい。
- ③ 明細書の清算日について
未記入だった拠点が散見された。精算日未記入の場合、未精算なのか、記入漏れなのかの区別がつかないので、「未精算」と明示するのが望ましいと思う。

令和2年6月2日

監事 安達 俊輔

業務監査報告書

令和2（2020）年6月1日

社会福祉法人「ゼノ」少年牧場

理事長 寶子丸 周吾 殿

監事 小山 峰志

平成31（2019）年4月1日から令和2（2020）年3月31日までの平成31・令和元（2019）年度の業務執行状況について、令和2（2020）年5月29日にオンラインによるテレビ会議（「slack」使用）において理事長及び各事業の管理者より事業の実施状況ならびに運営に関する課題等について報告を受けました。その結果につきまして、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

事前に事業報告書等の資料提供を受け、資料にて各事業の業務の実施状況等について確認を行いました。そのうえで5月29日のテレビ会議において、理事長及び各事業の管理者からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務の状況の確認を行いました。

監事監査チェックリストにつきましては、当該年度の理事会・評議員会の内容を踏まえ、前年度のチェックリストでの非該当ならびに未実施項目について当該年度の状況について事務局長より説明を受け確認を行いました。

以上の方法により、当該年度に係る事業報告等について検討いたしました。

2. 監査意見

当該年度を通して理事会・評議員会に出席し、法人の適正な運営を確認しました。年度末からは新型コロナウイルス感染症の蔓延により書面決議等の対応を余儀なくされましたが、議案資料の準備ならびに会議・決議の進行ともに適切に実施されており、それぞれの議案に対して適切に処理されていると認めました。

事業報告からは、各管理者が自ら管理する事業における計画に責任を持ち法人との間で調整を行いながら利用者の利益やサービスの質の確保に取り組んでいる状況が認められました。

前回の監査において当該年度より計画的な受審を実施するとされていた福祉サービス第三者評価については4事業所において実施されていました。受審結果の公表とともに外部の意見を採り入れながら更なるサービスの質の向上に結び付けてください。

新たな事業「IGOCAS」は当初の計画を上回る順調なスタートとなったことはよかったですと思います。しかし、年度終盤において発生した新型コロナウイルス感染症によってあらゆる事業が多かれ少なかれ何らかの影響を被っている状況となっています。

事業所の整備に関しては、計画的に進められており、利用者の作業環境や生活環境の改善が順次なされているところを評価しますが、今後の施設整備等に当たってはこれから先を見据えた事業の展開を意識した中で広い視野を持って方向性を定めていくことが求められていると感じられました。

法人全体として事業運営は良好に行われていると判断しました

【事業報告等の監査結果】

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。